

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年3月まで

結婚をした際に、義父母から未納分の国民年金保険料を全額一括払いで納付するようアドバイスを受け、時期は不明だが、妻がA町役場で国民年金の加入手続を行い、妻の退職金で保険料を全額一括納付してくれたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が申立人の国民年金加入手続を行い、妻の退職金で申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと述べているところ、その妻は、昭和58年12月に国民年金に加入して以来、現在まで保険料に未納は無く、全て現年度納付されていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年1月5日にA町で払い出されていることが確認できるところ、その時点で過年度納付が可能な申立期間直後の昭和57年度分の保険料は納付済みとなっており、納付意識の高い申立人の妻が、申立期間のうち、同様に過年度納付が可能な昭和56年10月から57年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和53年1月から56年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年3月まで

昭和36年頃に家族で国民年金に加入し、家族の国民年金保険料は集金をしていた地区の納付組織に母親が納付していた。その後、私は、厚生年金保険に加入していたが、44年5月に会社を退職し、同年5月に国民年金に加入したと記憶している。保険料は、母親が納付組織に納付していたので未納になっているはずがない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が家族の国民年金保険料を地区の納付組織に納付していたと主張するところ、母親は、国民年金制度発足時から60歳到達前月までの国民年金加入期間において保険料を完納しており、父親も加入期間に未納は無いことから、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和45年10月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、申立期間直後に当たる46年4月から厚生年金保険被保険者資格を再取得した57年10月の前月までの申立人の国民年金保険料が納付済みとされているほか、申立人の両親に係る申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていることを踏まえると、申立期間のうち、国民年金被保険者資格を再取得した45年10月から46年3月までの保険料を納付意識の高い母親が納付しなかったとは考えにくい。

さらに、A町には、申立期間当時、国民年金保険料の納付組織が存在していたことが確認できる上、当時の納付組織の担当者は、「納付組織の役員が、保険料が納付されない世帯に何度も足を運んで納付を勧めたことか

ら、国民年金に加入している住民で未納となる者はほとんどいなかった。また、年度途中からの国民年金加入者については、役場から通知される名簿により収納していた。」と証言していることから、昭和45年10月から46年3月までの期間についても、申立人及びその両親の保険料が一緒に納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和44年5月から45年9月までの期間については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、42年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、45年10月1日に国民年金の強制被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

このため、当該期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であるとして、年金事務所では納付記録の訂正が認められなかった。今になって保険料を還付すると言われても納付できないので、申立期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料領収証書を所持しているところ、収納印から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を同年11月14日にA区役所に納付していることが確認できる。

一方、国民年金の任意加入については、加入の申出をした日に被保険者資格を取得することとされているところ、A区の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が昭和49年11月14日に国民年金に任意加入した記録が確認でき、申立人の元配偶者は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間は未加入期間とされ、本来であれば、当該期間に係る国民年金保険料は遡って納付することはできず、保険料が誤って納付されたことが判明した時点において速やかに還付されるべきものであるが、本件について還付の事実が認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

これらの事情を踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪

失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

申立期間の国民年金保険料は、地域の納付組織を経由して A 村に納付したが、ねんきん定期便では当該期間は国民年金の未加入期間とされている。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは事実なので、当該期間を保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 村の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の国民年金保険料は昭和 48 年 1 月及び同年 2 月の保険料とともに納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされており、未加入期間に納付された国民年金保険料については還付されることとなるが、申立人は、昭和 48 年 3 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているものの、申立期間の国民年金保険料が還付されたことを示す記録は確認できない上、保険料が還付されていれば保管されるべき特殊台帳（マイクロフィルム）も保管されておらず、ほかに申立期間の保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立期間は国民年金の被保険者期間となっていないが、申立人が申立期間の後に共済組合に加入したのは昭和 48 年 4 月 1 日であり、申立期間は強制加入被保険者として国民年金に加入すべき期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2641 (事案 407 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年6月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年5月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月5日から38年6月13日まで

私は、昭和37年3月から38年6月中旬まで、A株式会社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録は37年6月5日までとなっている。

しかし、昭和38年6月にC事業所に入り、しばらく勤務してからA株式会社を退職したことは確実で、失業した認識は無く、記憶違いということはない。

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は不要とされたが、納得できず、さらに自分で調べた結果、資格を取得するために受けたD国家試験の受験日が判明したので、その新たな事実を根拠に申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B株式会社には申立人が勤務していたとするA株式会社における従業員に係る資料が保存されていないこと、ii) 複数の同僚に照会したものの申立人の勤務期間を特定できる証言が得られなかったこと、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等が見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対し、平成20年12月24日

付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の結果に納得できないとして再申立てを行っているところ、今回新たに申立人から名前が挙がった元上司に照会した結果、元上司から申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無く継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思われる旨の新たな証言が得られた。

また、申立人が申立てに係る事業所の後に勤務したC事業所に保存されている資料によると、A株式会社を昭和38年6月12日に退職した旨が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は「昭和38年6月16日にD国家試験を受けた。」と述べているところ、関係機関の記録から、昭和38年の当該国家試験は、申立人の主張どおり6月16日に行われたことが確認できるとともに、1年以上の実務経験が必要であること等が当該国家試験の受験資格の要件とされていたことを踏まえると、申立人は、申立期間についてA株式会社に勤務していたものと推認できる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和37年6月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年5月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年4月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年4月15日まで

私は、昭和18年1月28日から20年4月15日まで、A株式会社（入社当時の社名は、B株式会社。現在は、株式会社C）D工場に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は19年6月1日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社D工場における勤務状況の説明は、具体的かつ詳細であり、同社の社史の内容とも一致しているほか、株式会社Cが保管する男子工員索引簿、申立人が所持する従業員証、昇給通知及び健康保険被保険者証等から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A株式会社E工場において昭和18年1月28日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年6月1日に資格を喪失していることが確認できるが、同社E工場及び同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できず、オンライン記録とその基となるべき被保険者名簿の記録が相違している。

さらに、申立人は、昭和20年4月15日まで当該事業所D工場に勤務していたと述べているところ、入社時期が同じで、申立期間当時、勤務先工場が一緒であり、同様の業務に従事していたとして申立人が氏名を挙げた同僚は、既に死亡しており証言を得ることができないが、当該同僚は、申

立期間について被保険者記録が継続していることが確認できる。

加えて、申立てに係る事業所の記録を管理している日本年金機構は、A株式会社D工場及び同社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失し、現存する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、戦後になってから、当時在職していた者を対象に復元されたものであると考えられると回答しているところ、同名簿においては、資格取得日順に記載されておらず、訂正箇所も多い上、資格取得日から8年間も標準報酬月額の記事が無い者や、破れて氏名等が確認できないページがあるなど、同名簿の一部については、適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社E工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年4月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A事業所を昭和46年3月31日付けで退職したが、同事業所での厚生年金保険の資格喪失日が同日となっていた。

在職証明書と退職届の写しを提出するので、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日を昭和46年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び在職証明書等から判断すると、申立人は、A事業所に昭和46年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月のオンライン記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和46年3月31日となっていることから、社会保険事務所（当時）は同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和42年3月10日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月10日から同年4月1日まで

私は、A株式会社に勤務した昭和41年4月1日から61年4月までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、D県E市にあった同社からF県G市にあった同社研究所（C工場）に人事異動になった時期であり、この間も継続して同社の社員であったので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和42年3月10日にA株式会社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 2 年 6 月までの期間及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 6 月まで
② 平成 2 年 10 月

平成 2 年 10 月頃に新たに設立された会社に勤務したが、厚生年金保険に加入していなかったことから、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に 20 歳からの国民年金保険料が未納であったことを知り、冬と夏に支給されたボーナスで保険料を納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張するが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の 2 番前の者が 20 歳に到達する 4 年*月*日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年*月以降と推認され、20 歳到達月に当たる昭和 63 年*月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるが、加入手続を行った時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、平成 4 年 12 月 3 日に申立人が 2 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得した旨の処理が行われていることが確認できることから、この時点では申立期間②の国民年金保険料についても時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、「数か月分の国民年金保険料を滞納すると、A 町役場（現在は、B 市役所）の担当者が自宅まで集金に来たので、夫婦二人分の国民年金保険料を支払った。」と妻から聞いていたので、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び C 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①及び②については申立人の妻も未納期間とされている。

また、申立人は、A 町役場の担当者が集金に来て国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人及びその妻が昭和 57 年 11 月 9 日に A 町（現在は、B 市）から C 町に転出した際、A 町長が同年 11 月 8 日付けで証明している国民年金納付記録票では、申立期間①及び②の保険料は未納とされており、A 町役場の担当者に保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が転入した C 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の直後の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については、58 年 3 月 1 日に国民年金保険料を納付したことが確認できるが、当該期間の直後の 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人及びその妻いずれも未納の記録とされている。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1543 (事案 1199 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年10月まで

前回の申立てでは加入手続を行った時期は昭和47年4月であるとしていたが、私が国民年金の加入手続をした当時、国民年金への加入を勧めてくれた友人が妊娠しており、その子供の年齢から、43年4月頃に加入手続を行ったものと考え、再申立てをする。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立期間(昭和47年4月から50年10月まで)に係る申立てにおいて、申立人の夫が昭和47年7月頃にA市のB支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、当初は同支所窓口で、途中からは口座振替により国民年金保険料を納付したと記憶しており、申立人が所持する年金手帳には、現在の基礎年金番号に加えて、二重線で訂正された別の番号が記載されていることから、この番号も申立人のものであると主張したが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿及びC市(現在は、A市)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年12月27日に払い出され、同年11月21日に国民年金に任意加入したことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の記録欄にも、「はじめて被保険者となった日」として、「昭和50年11月21日」と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認されること、ii) 申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の番号欄に自身の基礎年金番号とともに記載されている二重線で消された別の番号については、国民年金手帳記号番号払出簿等の記録によると、申立人とは別の被保険者

に対して昭和 48 年 1 月 19 日に別の市町村で払い出された国民年金手帳記号番号であることが確認できることから、当該番号を自身の番号ではないかとする主張は認め難いこと、iii) 申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が国民年金の加入手続を行った当時、国民年金への加入を勧めてくれた友人が妊娠しており、その子供の年齢から、加入手続を行ったのは昭和 43 年 4 月頃であるとして、申立期間を同年 4 月から 50 年 10 月までに変更し、再申立てを行っている。

この点について、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の友人は、加入を勧めた時期につき、下の子供（昭和 43 年*月生）が生まれる前と記憶していることから、昭和 42 年あるいは 43 年頃であるとし、申立人が国民年金に加入したことも聞いていたと述べているものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

また、当委員会においては、申立人に対し昭和 50 年 12 月 27 日に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間の保険料が納付可能な手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度、調査を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

したがって、今回、申立人の再申立てに当たっての主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年1月まで

私は、申立期間の直前に勤務していた事業所の事務員から、転職後は国民年金と国民健康保険に切り替える手続きをするように指導を受けたので、転居先のA市で国民年金の加入手続きをした。

勤務先に来ていた集金人に保険料を納付していたが、申立期間が未加入期間となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和50年3月1日とされているとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月27日にB市において払い出されていることが確認できる上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間に申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を勤務先に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、当時の事業主は既に亡くなっている上、申立期間当時に申立人と一緒に勤務していた元同僚は、勤務先に集金人が来ていたことについては覚えていないと回答している。

さらに、A市は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について、昭和45年度までは納付書又は集金による納付方法としていたが、46年度からは市内の全ての国民年金加入者を対象として納付書による納付方法とした旨回答しており、同年度以降に集金による納付方法が行われていた事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年9月までの期間及び4年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年9月まで
② 平成4年7月から同年8月まで

私は、A市役所の職員に、厚生年金保険に加入していない期間について、国民年金に入るように勧められて加入した。申立期間の国民年金保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、各申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成6年10月11日に入力処理された記録であることが確認できることから、申立人は、この頃に、当時住民登録をしていたA市において国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、当該処理が行われた時点では時効により各申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、各申立期間当時、B市において住民登録をしていることから、同市の住民情報システムを確認したところ、各申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、申立人が同市に再転入した平成9年8月に入力処理されており、申立人が申立期間当時に同市において加入手続をした形跡も見当たらない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年2月までの期間、同年11月から2年1月までの期間及び同年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成元年2月まで
② 平成元年11月から2年1月まで
③ 平成2年3月から同年5月まで

年金記録を確認したところ、昭和63年1月から平成元年2月までの期間、同年11月から2年1月までの期間及び同年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料が未納とされている。

私は、昭和62年12月にA株式会社を退職してから平成2年6月に有限会社Bに勤務するまでの期間に3か所の事業所で勤務していたが、勤務していなかった期間については、妻がC市D区役所において国民年金の加入手続をし、E金融機関F支店で国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、「妻がC市D区役所において国民年金の加入手続を行い、保険料はE金融機関F支店で納付していたので未納は無いはずである。」と主張している。

しかしながら、C市によると、各申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は平成11年7月12日にまとめて処理されていることが確認できることから、申立人は、同年7月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該処理は、この頃申立人の妻が行った加入手続の際に行われ、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、加入手続を行った時点では申立期間①、②及び③は時効により保険料を納

付することができない期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする妻も、各申立期間については未納となっている。

さらに、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付記録について、免除とされている期間のうち、申立期間については、国民年金保険料の免除申請をしたことは無く、夫が地区の納付組織の集金人に二人分の国民年金保険料を毎月納付していたので納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が地区の納付組織の集金人に二人分の国民年金保険料を毎月納付していたとしているところ、申立期間における申立人の夫の被保険者記録は、オンライン記録によれば、厚生年金保険被保険者期間 10 か月、国民年金被保険者期間 122 か月となっており、そのうち国民年金被保険者期間の納付記録は、未納期間 36 か月、申請免除期間 86 か月であり、国民年金保険料が納付された期間は確認できない上、A 市（現在は、B 市）が作成した申立人の夫の国民年金被保険者名簿によれば、当該未納期間 36 か月のうち、12 か月（昭和 40 年 1 月から同年 12 月まで）については、検認記録欄に「時効消滅」と押印されているなど、二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の主張と相違した記録となっている。

また、申立人の夫は、既に亡くなっており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が住んでいた地区において、昭和 50 年頃に納付組織の委員をしていたとする者は、「納付組織では、国民年金保険料の集金は行っていなかった。」としているほか、当該地区において、申立期間当時、C 団体に所属していた者は、「当時は、C 団体が班単位に国民年金保険料を集金していたが、申立人は C 団体に加入しておらず、C 団体の集金記録

に申立人の氏名は見当たらない。」旨証言している。

加えて、A市が作成した申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間を含む昭和38年7月から50年1月までの期間について、国民年金保険料の法定免除期間とされており、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録とも一致している。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び49年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和49年4月から同年11月まで

私は、昭和50年9月頃、妹に、A市役所で私の国民年金の加入手続をしてもらい、それ以前の未納保険料を遡って一括納付してもらった。

申立期間が未納とされていることに納付できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月頃、申立人の妹に申立人に係る国民年金の加入手続をしてもらったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年10月30日にA市において払い出されていることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿に「昭和51年9月24日納付書発行」の記載が確認できることから、当該納付書が発行された同年9月頃に、同市において国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行ったとみられる時点では、申立期間①、及び申立期間②の一部は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の取得年月日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和50年9月1日と記録されていることから、申立人は、加入手続を行った時期（昭和51年9月頃）に、上記資格喪失日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、50年9月から51年3月までの保険料は過年度保険料として、同年4月から同年9月までの保険料は現年度保険料として、いずれも加入手続を行ったとみられる時期

に当たる同年9月25日に納付されていることが確認できるものの、申立期間は未加入期間とされていたことから納付書は発行されず、同期間の保険料は納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
私が持っている船員手帳では、昭和 32 年 2 月 28 日から同年 8 月 1 日まで、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）の E 氏所有の船舶 F に雇い入れられた記録となっているので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の記録から、申立人が申立期間に E 氏所有の船舶 F に甲板員として雇い入れられたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者 E 氏の船員保険被保険者名簿によると、船舶 F と同じ船舶名のついた船舶 G 及び船舶 H の船舶名は確認できるが、申立人が雇い入れられた船舶 F の船舶名は見当たらない。

また、申立人の船員手帳に記載されている船長と思われる者は、申立期間と一部重複する昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に船舶 H の漁労長として被保険者となっていることが上記被保険者名簿により確認できるものの、同名簿において船舶 H に乗っていたことが確認できる者の中に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、船舶所有者 E 氏の子息に照会したところ、E 氏及び船員保険等の事務関係を担当していた者は既に亡くなっており、当時の資料も残っていないとしているほか、船舶 F での同僚の氏名も不明であるため、当時の船員保険の取扱いなどを確認することができない。

なお、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において、海上交通の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載させ

ているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

私は、A社B工場（現在は、C株式会社）で 58 歳の定年により退職するまで働いていた。会計年度の途中であった昭和 58 年 12 月に退職したことは無く、翌年の 3 月末まで働いていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会計年度の途中で退職することは無く、昭和 59 年 3 月末日まで勤務していたと主張しているが、C株式会社は、「当社で保管している人事記録により、申立人は、昭和 58 年 12 月 16 日に退職していることが確認できるほか、退職を支給事由とする退職年金が 59 年 1 月から支給されている。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務していた同年代の元同僚 3 人を記憶しており、うち 1 人は既に亡くなっているため、ほかの 2 人に当時の勤務状況等について照会したところ、申立人が昭和 16 年 4 月に入社したことは覚えているものの、いつ退職したかは覚えていないと回答している上、当該事業所が保管している職員カードの人事記録から、上記元同僚のうち 1 人は、57 歳に到達した年（昭和 57 年）の 12 月 16 日に退職し、ほかの 2 人は、58 歳に到達した年（昭和 60 年）の 3 月 1 日に退職しているなど、3 月末日に退職している者は見当たらず、これら同僚の退職日は、共済組合員の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人及び当該事業所は、当時の A 社 B 工場には臨時職員や季節作業員などは勤務しておらず、従業員は共済組合員であったとしているほか、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所

となった記録は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 8 月 27 日まで
私が A 株式会社において船員保険に加入していた期間の標準報酬月額が給料の総支給額よりも低額となっているので、給料の総支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A 株式会社から交付されたと推認される 13 か月分の給料明細書を所持しているところ、当該給料明細書に記載された給料の総支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、船員保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致、又は下回っていると認められる。

また、申立期間のうち、上記 13 か月を除く期間については、船員保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当該事業所は申立期間当時の貸金台帳等を保管しておらず、申立人の報酬月額及び船員保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑦に係る船員保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 6 月 20 日まで
② 昭和 40 年 12 月 31 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 5 月から同年 10 月まで
④ 昭和 41 年 12 月から 43 年 1 月 20 日まで
⑤ 昭和 44 年 8 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
⑥ 昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 2 月 8 日まで
⑦ 昭和 50 年 5 月から同年 8 月 25 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで、A氏が所有する船舶Bに、同年 5 月から同年 10 月まで、C氏が所有する船舶Dに、同年 12 月から 50 年 4 月まで、E氏（F株式会社）が所有する船舶Gに乗り組んだ。

自分の年金記録を確認したところ、船員保険の加入記録が私の記憶と異なっているので、申立てどおりの記録に訂正してほしい。

また、私の年金記録によると、F株式会社所有の船舶Gに、昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 8 月 25 日までの船員保険の加入記録があるが、私は同年 4 月までしか乗り組んでいなかったため、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、船舶所有者であるA氏において船員保険の被保険者となっていた 13 名に照会したところ、回答があった 5 名のうち 2 名が「申立人を知っている。」としているが、申立人の船舶Bにおける乗船期間を特定できる証言が得られない上、A氏は既に死亡して

いることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間②の前後を通じて、当該船舶所有者における船員保険に加入していることが確認できる 32 名のうち 28 名が、申立人と同様に昭和 40 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、同日以降は未加入となっている上、当時、申立人は、甲板員であったとしているところ、甲板長であったとされる者も申立人と同様の被保険者記録となっていることが確認できる。

申立期間③について、日本年金機構が申立人からの船員保険加入記録照会に対し、「船舶所有者 C 氏の被保険者名簿を確認したところ、昭和 42 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 7 日から同年 11 月 30 日までの期間に申立人の加入記録が判明した。」と申立人に回答していることから、申立期間③、並びに上記照会の結果判明した昭和 42 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 7 日から同年 11 月 30 日までの期間を含む昭和 41 年 1 月から 42 年 11 月までの期間に、船舶所有者 C 氏において船員保険の被保険者資格を取得した 10 名に照会したところ、回答があった 8 名のうち 3 名が「申立人のことを知っている。」としているが、そのうち 2 名は、申立期間③に当該船舶所有者において船員保険に加入しておらず、上記照会の結果判明した 42 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 7 日から同年 11 月 30 日までの期間にのみ船員保険に加入している。

また、当該船舶所有者に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間③において欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間④、⑤及び⑥について、申立人は、「昭和 41 年 12 月から 50 年 4 月まで継続して船舶 G に甲板員として乗り組んでいた。」と主張しているが、船舶所有者 E 氏及び同人が代表取締役であったとされる F 株式会社において船員保険に加入していた 26 名に照会したところ、回答があった 14 名のうち 8 名は、「申立人のことを知っている。」としているものの、申立人の乗船期間を特定できる証言が得られず、申立人の申立期間④、⑤及び⑥における勤務実態が確認できない。

また、上記照会に対する回答において、「病気やけがで下船したり、（各種免許を取得するための）講習で陸に上がったりと雇止めになった。漁期ごとに、雇入れ・雇止めの繰り返しであった。」との証言があるところ、上記回答者のうち 2 名が所持している船員手帳の記録によると、オンライン記録上、当該船舶所有者において船員保険被保険者資格の取得及び喪失が複数回にわたって行われている期間については、船

員手帳においても複数回にわたって雇入れ及び雇止めの手続が行われていることが確認できる上、船舶所有者E氏及びF株式会社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立期間④、⑤及び⑥について継続して船員保険の被保険者となっている者は見当たらない。

さらに、申立期間①から⑥までについて、申立人の乗船期間を確認できる船員手帳等の資料は無く、各船舶所有者における勤務期間を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間⑦について、申立人は、「船舶Gに乗り組んだのは昭和 50 年 4 月までである。」と主張しているが、F株式会社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の当該船舶所有者に係る資格喪失日は「50. 8. 25」と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、同僚への照会に対する回答において、申立人の下船時期に関する回答が得られないほか、申立人の乗船期間を確認できる船員手帳等の資料は無く、当該船舶における勤務期間を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑦における船員保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間⑦に係る船員保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

A株式会社での標準報酬月額を確認したところ、同社B支店に異動になった際の標準報酬月額が、それ以前と比べて低額となっていることが分かった。

申立期間だけ給料が下がるようなことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した昭和 62 年 2 月分及び同年 5 月分から同年 7 月分までの賃金支給明細表並びにA株式会社が提出した申立人の人事記録に記載された申立期間に係る基本給から判断すると、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

これに関して、申立人が提出した賃金支給明細表の社会保険料控除額は、賃金から控除した社会保険料の合計額しか記載されていないため、厚生年金保険料控除額を確認することができないが、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出される厚生年金保険料、並びに種々の条件に基づき算出

される健康保険料及び雇用保険料の合計額を試算したところ、賃金支給明細表上の「社会保険料計」と一致又は大幅には乖離^{かいり}していないことを踏まえると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたものと推認され、特例法による記録訂正の対象には当たらないと判断される。

また、申立人の標準報酬月額は、昭和 62 年 8 月 1 日に 32 万円（第 25 等級）から 47 万円（第 31 等級）に随時改定されているところ、標準報酬月額の随時改定が行われるのは、固定的賃金に変動があり、変動月以降 3 か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して 2 等級以上変動した場合に、事業主が届け出ることにより行われるものであることから、当該事業所が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 47 万円と認識していたとは考え難い。

さらに、当該事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除及び社会保険の手続を確認できる資料は保存年限の経過により確認できないとしており、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 51 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 46 年 9 月 1 日から 51 年 8 月 30 日まで、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入した。

しかし、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、その期間が未加入になっているとの回答であった。

申立期間について、株式会社Aに勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る商業登記簿により、申立人が当該事業所の取締役であったことが確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所番号等索引簿によれば、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が同僚として挙げている7名の年金加入記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録がある者は見当たらない上、上記同僚のうち1名は、「株式会社Aにおいては、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。このため、当該事業所に働き始めた時期から国民年金に加入した。」と証言している。

さらに、当時の代表取締役は既に亡くなっており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月21日から32年2月10日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が見当たらない。

私は、当該事業所において昭和30年12月21日から32年2月9日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、関係機関及びA事業所に照会したところ、いずれも申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを証明できる書類等は確認できなかったとしており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できる関連資料や具体的な回答を得ることができなかった。

また、A事業所及び関係機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人と同時期にA事業所に勤務し、同じ社宅に住んでいたとする同僚の氏名もA事業所及び関係機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 10 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、株式会社Aに勤務していた当時、月額 15 万円から 20 万円の給与が支払われ、そこから健康保険料、厚生年金保険料及び雇用（失業）保険料を合わせて毎月 500 円が控除されていた。

申立期間の標準報酬月額は実際に支払われていた給与額よりも低い額となっているので、給与額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務していた当時、月額 15 万円から 20 万円の給与が支払われていたとしているが、当該事業所は既に解散し、元代表取締役も死亡している上、当該事業所の元取締役は、申立期間当時の賃金台帳等は保存していないとしていることから、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、株式会社Aにおいて、申立期間に厚生年金保険被保険者とされ、所在の判明した7名に照会したところ5名から回答があり、そのうち2名は、申立期間において当該事業所から支給されていたとする給与額はオンライン記録の標準報酬月額を上回るとしているが、いずれも給与明細を所持していないとしていることから、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において給与から控除されていたのは健康保険料、厚生年金保険料及び雇用（失業）保険料を合わせて毎月 500 円であったとしているが、株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の標準報酬月額は 5 万 2,000 円とされており、

当該標準報酬月額に見合う被保険者負担分の厚生年金保険料は 1,664 円（昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで）又は 1,976 円（昭和 48 年 11 月から 49 年 5 月まで）であることから、当該被保険者原票の記録を上回る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 21 日から 62 年 6 月 20 日まで
私は、A 有限会社（現在は、B 株式会社）に勤務していたが、勤務していた期間の途中で厚生年金保険の被保険者ではなくなっていたことが分かった。
雇用保険の被保険者記録から、申立期間も当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に A 有限会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 株式会社では、申立人に係る申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等が確認できない。

また、A 有限会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、昭和 60 年 7 月 21 日とされており、この記録は、オンライン記録と一致し、不自然な訂正も見当たらない上、申立人が申立期間も引き続き当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた場合には、同年及び 61 年の 2 回にわたり標準報酬月額の時決定が行われることとなるが、当該被保険者原票には時決定の記載が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 有限会社から勤務場所の C 社に派遣されていたのは申立人のみであったとしているため、A 有限会社で申立期間同時に厚生年金保険被保険者となっていた者に照会したところ、4 名から回答があったが、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間

当時の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間当時の勤務時間が午前8時から午後2時半又は3時頃（5時間30分から6時間程度）であったとしており、申立人の労働時間は、A有限会社の所定労働時間（8時間）の4分の3に満たなかったことが推認されることから、当該事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年4月1日に申立人を厚生年金保険に加入させたものの、厚生年金保険の被保険者として取り扱われない短時間就労者に該当するとして、定時決定を行う前の同年7月21日を資格喪失日とする手続をした可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 10 月初旬までの期間、A 株式会社
に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録は同年 5 月 1 日まで
とされている。

申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社では、申立期間当時の給与台帳等の資料は保管しておらず、
その当時の役員等も生存していないとしていることから、申立人の申立期
間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できなかった。

また、申立人は、申立期間当時、A 株式会社が経営する B 県 C 地区にあ
った事業所に勤務したとしており、その店長であったとする者の姓を記憶
しているところ、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にお
いて申立人が店長と記憶する者と同姓の者が確認できるが、この者は既に
亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態等を確認でき
ない上、この者は、申立人と同様に昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険の
被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によ
ると、申立人と同じ昭和 30 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失している者
が申立人のほかに 23 人確認でき、申立人と同日に被保険者資格を喪失し
ている者及び申立期間当時、当該事業所において被保険者資格を取得して
いる者のうち複数の者に照会したが、回答のあった 3 人は、いずれも C 地
区の事業所には勤務していないとしており、申立人の申立期間当時の勤務

実態等について確認できなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 30 年 5 月 1 日と記載されており、不自然な訂正等が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2655 (事案 375 の一部再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月頃から 30 年 12 月 1 日まで

② 昭和 30 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 6 日まで

私は、株式会社Aには昭和 28 年 7 月頃から 36 年 4 月まで勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①も厚生年金保険に加入していたと思うので、もう一度調べてほしい。

また、当時の給与は、本給は 7,000 円か 8,000 円であったが、残業代も含めて手取りは 1 万 8,000 円ぐらいであった。しかし、申立期間②の私の標準報酬月額の記録は、残業代が含まれていない金額になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、再申立てであり、当委員会では、i) 株式会社Aは、平成 16 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したが、申立期間当時の資料は一切保存されておらず、申立人の勤務期間等を確認することができなかったこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日より約半年前の昭和 30 年 6 月 6 日に当該事業所において資格を取得した同僚によると、申立人については同年の夏過ぎに入社したことを記憶していること、iii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者として 30 年 12 月 1 日に資格を取得し、36 年 4 月 6 日に資格を喪失したことが確認できるとともに、申立期間に係る同名簿の健康保険の番号に欠番は無いこと、iv) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いことなどから、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てに際し、申立人は、年金手帳を提出しており、改めて関連資料及び周辺事情の調査を行ったところ、申立人が所持する年金手帳の「厚生年金保険の記録」欄をみると、株式会社Aにおける「被保険者となった日」が「昭和30年11月1日」と記載されていることが確認できるとともに、新たに入手した厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和30年11月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、年金手帳の記載の経緯についての記憶が定かではなく、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の「被保険者となった日」が「昭和30年11月1日」と記載された時期及び経緯について確認することができなかった。

また、日本年金機構では、厚生年金保険被保険者台帳は、申立期間当時は都道府県において、被保険者名簿を元に作成されていた旨回答しているところ、株式会社Aが昭和26年1月26日に厚生年金保険の適用事業所となった当初に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は、30年12月1日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の前後に被保険者資格を取得している者のうち10人に照会したが、回答のあった複数の同僚は、申立人の勤務期間を覚えていないとしており、申立人が昭和28年7月頃に入社したことをうかがわせる新たな回答は得られなかった。

申立期間②について、株式会社Aは、平成16年7月7日に解散しており、当該事業所の解散時の事業主は、当該期間当時の賃金台帳や社会保険関係書類は保存していないとしている上、当該期間当時に被保険者資格を取得している者のうち12人に照会したが、回答のあった複数の同僚は、いずれも当該期間当時の給与明細書等を保管していないとしていることから、厚生年金保険料の控除額及び報酬月額について確認することができなかった。

また、当該事業所において、申立人の前後に被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同年代の複数の同僚に係る申立期間②当時の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票等により、おおむね申立人と同程度の標準報酬月額となっていることが確認でき、

申立人の標準報酬月額のみが著しく低くなっている状況は見受けられない。

さらに、申立期間②当時に経理事務等を担当していたとする同僚は、報酬月額算定基礎届は、残業代や手当などを全て含めた金額で届出をしていた旨述べている。

このほか、申立期間①について、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない上、申立期間②についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。